

令和2年度における入札・契約制度の改正について（お知らせ）

高砂市が発注する建設工事について、建設業者の受注機会の均衡を図ることを目的に平成30年4月1日から高砂市発注の手持ち工事数の上限を5件までとしています。令和2年度から単価契約工事を手持ち工事から除外しますので、お知らせします。

記

1. 手持ち工事数の制限から単価契約工事を除外します。

平成30年4月1日から高砂市発注の手持ち工事数の上限を5件までとしています。令和2年度から単価契約工事を手持ち工事から除外します。

（令和2年度から）次に掲げる工事は手持ち工事数には含みません。（※下線部分に変更箇所）

- ① 随意契約により受注した工事
- ② 公募型指名競争入札により受注した工事
- ③ 制限付一般競争入札により受注した工事
- ④ 業務委託として受注したもの（設計、清掃、除草等）
- ⑤ 前年度から工期を延長した工事（請負業者の事情によるものを除く。）
- ⑥ 単価契約工事

2. 手持ち工事の期間

落札者となった日から完成検査合格となった日まで。

3. 取り扱いの内容

- ・郵便応募型条件付一般競争入札において、手持ち工事が4件以内であれば、同一開札日における複数の入札に参加できますが、開札の結果落札し、手持ち工事が5件に達すると以降の入札参加は無効となります。
- ・指名競争入札においては、高砂市は手持ち工事が4件以下の業者から指名します。ただし、市内業者の選定数が5者に満たない場合は、この限りではありません。

4. その他

郵便応募型条件付一般競争入札については、公告文の入札参加要件をよくご覧のうえお申込みください。

[問合せ先]

高砂市財務部財務室契約管財課契約係
TEL 079-443-9011（直通）